

特定非営利活動法人 日本バイオインフォマティクス学会
Oxford Journals - Japanese Society for Bioinformatics Prize 選考規定

(目的及び名称)

第1条 特定非営利活動法人日本バイオインフォマティクス学会（以下「この法人」という。）は、バイオインフォマティクスに関わる研究において顕著な成果を収めた若手研究者を讃え、我が国におけるバイオインフォマティクスの発展に寄与することを目的として、Oxford Journals - Japanese Society for Bioinformatics Prize（以下「この賞」という。）を設ける。

(受賞者及び受賞候補者の条件)

第2条 この賞は、第3条で定める受賞候補者のうち、バイオインフォマティクスに関する独創的で優れた研究を発表し、かつ、将来の我が国のバイオインフォマティクスの発展への貢献が大きく期待される若手研究者、各事業年度につき最大1名に与えられる。

第3条 この賞は、以下の各号の全てに該当する者を受賞候補者とする。

- (1) 第4条に定める推薦があった者、または、この賞を受ける事業年度（以下「当該年度」という。）の過去2年間の年会において第一発表者として行った研究発表が賞を受賞した者。
- (2) 当該年度の4月1日現在において39歳未満の者。
- (3) 当該年度においてこの法人の会員である者。
- (4) 当該年度の年会に参加することが可能であり、かつ、参加する意思を有している者。
- (5) この賞を以前に受賞したことがなく、かつ、平成24年度以前についてはこの賞またはOxford University Press Bioinformatics Prizeを受賞した研究発表の第一発表者ではない者。

(受賞候補者の推薦)

第4条 この賞の受賞候補者の推薦は以下の各号に定めるところによる。

- (1) 推薦はこの法人の会員による他薦または自薦とし、定められた書式によるものとする。
- (2) 推薦者は被推薦者が第3条の各号（第1号を除く）に定める受賞候補者の条件を

満たすことを確認し、保証するものとする。

第5条 この法人の理事長は当該年度の年会において授賞式を滞りなく執り行えるよう推薦の締切日を定め、その締切日の1ヶ月前までに会員に推薦の募集を告知する。

(受賞者の選考)

第6条 この賞の選考委員会はこの法人の理事長、副理事長、理事から構成され、選考委員長は理事長が務める。

第7条 選考委員長は推薦の締切日の後すみやかに第3条の条件を満たす受賞候補者の一覧を作成し、推薦があった者については推薦書とともに予め選考委員に回覧した上で、選考委員会を開催する。

2 受賞候補者が無かった場合には選考委員会は開催せず、当該年度のこの賞の受賞者を無しとする。

第8条 選考委員会は第2条に定めた条件に照らしてこの賞の受賞者に最も相応しい者についての議論を行った上で、受賞候補者全員を被投票者とした投票を行い、投票総数の過半数の一致をもって受賞者を1名決定する。

2 投票は各選考委員が等しく1票を投じる無記名投票とし、被投票者の1名が明記された票を有効票とする。また各選考委員は白票を投じることができ、有効票数と白票数の和を投票総数とする。

3 投票総数の過半数の票を獲得した者がいなかった場合には上位2位までの票数を獲得した者を被投票者として決選投票を行い、最大の票数を獲得した1名を受賞者とする。

4 決選投票の結果、最大の票数を獲得した者が複数いた場合には、それらの者のみを被投票者として再び決選投票を行う。これを最大の票数を獲得した者が1名となるまで繰り返し、その者を受賞者とする。

5 ある一度の投票において、複数の被投票者の全てが同数の票を獲得した場合には、改めて議論を行った上で再度投票を行う。その結果、再び複数の被投票者の全てが同数の票を獲得した場合には、選考委員長がそれらの者の中から受賞者を1名決定する。

6 ある一度の投票において、白票数が有効票数の2倍を上回った場合には、上記の規則によらず、選考委員長は当該年度のこの賞の受賞者を無しと決定することができる。

る。

- 7 やむを得ない理由のために選考委員会に出席できない選考委員は書面又は電磁的方法をもって意見を述べるとともに、予め受賞候補者1名を指定して、または、白票を指定して、選考委員長に選考委員会における投票の代行を依頼することができる。決選投票における代行投票は、指定された受賞候補者が被投票者となっている場合、または、白票を指定されている場合に、これを行う。

(受賞者の特典と義務)

第9条 この賞の受賞者には賞状、副賞として賞金三万円、当該年度の翌年の Bioinformatics 誌無料購読の特典、当該年度の翌年度の年会費免除の特典が与えられる。

第10条 この賞の受賞者は当該年度の年会におけるこの賞の授賞式に出席する義務を有するとともに、受賞講演を依頼された場合にはそれを受諾する義務を有する。

(その他)

第11条 第9条の賞金および Bioinformatics 誌無料購読の特典は Oxford University Press からの寄付金及び無償で提供されるサービスに基づきこの法人が運営する。

附則

この規定は、平成24年12月25日より施行し、平成25年度年会から適用する。

Oxford Journals - Japanese Society for Bioinformatics Prize
候補者推薦書

年 月 日

特定非営利活動法人 日本バイオインフォマティクス学会 理事長 殿

推薦者 氏 名 (印)

連絡先 〒

TEL :

E-mail :

下記の者が「特定非営利活動法人 日本バイオインフォマティクス学会 Oxford Journals - Japanese Society for Bioinformatics Prize 選考規定」第3条の各号（第1号を除く）に定める条件を満たすことを保証し、以下の通り推薦します。

(自薦可)

| | |
|-------------------|----------------------------|
| (ふりがな) 受賞候補者氏名 | (西暦) 年 月 日生 |
| 所属機関名 | |
| 職 名 | |
| 連絡先 (所属機関) | 〒 TEL : E-mail : |
| 研究題目 | (和文) |
| | (英文) |

【受賞候補者の略歴】 大学の学部卒業及びそれ以後の主要な経歴を記載。また特筆事項（受賞や顕著な学会活動等）があれば記載。以下、英語での記述可。

(略歴を記入)

【推薦理由】

(推薦理由を記入)

【推薦理由】 (つづき)

(推薦理由を記入)

【研究業績】 発表文献リストを著者名、表題、掲載誌、巻、ページ、西暦年等を明記のうえ記載。発表件数等が多い場合は主なもののみを記入。主要な文献を5点以内で選んで○印を付すこと。ただし、Researchmap、ORCID、個人HPなどで同等のリストが利用可能ならばそのIDまたはリンクを明記することで替えることができる。その場合、ここには5点以内の主要な文献のみの記載で十分である。応募の段階で別刷の提出は必要ないが、審査の過程で要求された場合には文献の複写または電子ファイルを速やかに提出する必要がある。文献以外での特筆すべき研究業績（特許やメディア報道など）があれば記載可。このページ以降、必要な場合はページを追加可。

(研究業績を記入)

【研究業績】（つづき）

（研究業績を記入）

| | | | |
|---|----------------|---------|-----------|
| 計 | 発表文献は上記記載の分を含め | | |
| | 学術論文 | 編（定期刊行物 | 編、国際会議 編） |
| | 著書 | 冊 | |
| | その他 | 編 | |

【日本バイオインフォマティクス学会年会での研究発表】 近年の年会における研究発表を研究発表者、表題、発表形式（シンポジウム講演、一般口頭発表、ポスター発表等）、年会の開催年等を明記の上記載。年会に関わるその他の活動（実行委員やオーガナイザーなど）についても記載可。

（研究発表を記入）